

2022年4月26日

各 位

会 社 名 ウチダエスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長岡 秀樹
(コード番号 4699)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員
管理本部長 久保 博幸
T E L 047-382-4111

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更の 承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年3月25日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年3月25日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2022年5月26日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年5月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2022年3月25日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、399,439株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
3,594,942株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
3,594,951株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2022年3月4日に公表した「2022年7月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年1月20日現在の当社の発行済株式総数(3,600,000株)から、当社が2022年3月25日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2022年5月30日付で消却される予定の2022年2月15日時点で当社が所有する自己株式の数(5,049株)を除いた株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
9株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
36株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社内田洋行（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,130円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2022年3月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第11条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなる予定であり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）の全文を削除するものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年5月31日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2022年4月26日（火）
② 整理銘柄指定	2022年4月26日（火）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2022年5月26日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022年5月27日（金）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2022年5月31日（火）（予定）

以 上